

USPTO が 2008 年度版の年報を公表
～ 08 年度は「高い業績を持続した年度 (Sustaining High Performance)」と総括～

2008 年 11 月 20 日
JETRO NY 中槇、横田

米国特許商標庁 (USPTO) は 17 日、2008 年度版の年報として「Performance and Accountability Report for Fiscal Year 2008」¹を公表した²。

副題の「高い業績を持続した年度 (Sustaining High Performance)」が示すとおり、08 年度は USPTO の審査処理において過去最高のパフォーマンスを発揮した年度であることがアピールされている。

08 年度版年報の概要は以下のとおり。

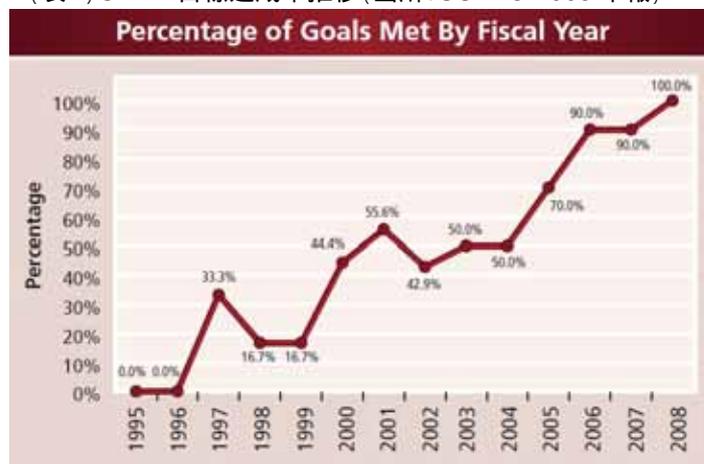
一、概観

デュダス長官 (商務次官) メッセージ

冒頭、デュダス長官のメッセージが記され、08 年度は USPTO が「高いパフォーマンスを発揮し続けることへの責務を明確に示した」として、USPTO 史上最高の処理レベルに達したことを強調している。

(表 1) GPRA 目標達成率推移 (出所: USPTO 2008 年報)

具体的には、政府業績結果法 (GPRA)³に基づく年次目標を初めて 100% 達成したこと (表 1) や 448,003 件という過去最高の特許生産 (patent production)⁴、高い審査コンプライアンス率⁵の維持などを挙げ、USPTO の目標の主要な要素 (key components) である「高い質と迅速な審査の確保」に向けた USPTO の種々の取組が過去 6 年間の継続的な向上をもたらしたと、高い実績を強調している。



¹ USPTO08 年度年報: <http://www.uspto.gov/web/offices/com/annual/2008/2008annualreport.pdf>

² USPTO プレス発表: <http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/08-42.htm>

³ Government Performance and Results Act of 1993。行政機関は本法に基づき、長期の戦略計画と年次の業績目標の設定・評価が求められる。

⁴ FA と最終審査 (Disposal) 件数を足して 2 で割った値 ((First Actions + Disposals) divided by 2)

⁵ コンプライアンス率は、審査官が登録査定すべきと判断した出願に対する内部サンプルレビューにおいて拒絶理由や瑕疵が見つからなかった率。以前はエラー率 (Patent Allowance Error Rate) を用いていたが、単純にエラー率を減じた率。エラー率の定義は、[060410【米国 IP 情報】USPTO における審査の質向上に向けた取り組みについて](#) 第 2 頁(2-1)参照。

また、国際的なワークシェアリングである特許審査ハイウェイ (PPH)⁶に言及し、日本との本格始動を始め、カナダ、韓国、オーストラリア、イギリス、欧州とのパイロット開始を紹介。他に日米欧中韓の5庁長官会合フォローアップ会合の主催、日本、韓国、オーストラリア、フィリピン、ブラジル、カナダの各特許庁との協力に関する覚書の締結、国際知的財産アカデミーにおける4,100人以上の諸外国政府職員への研修実施などを挙げ、国内外の知的財産権の保護とエンフォースメントの強化に資する取組を強調している。

更に、在宅勤務 (Telework Program) の拡充として、USPTO 職員のうち54%が在宅勤務プログラムの資格者であり、そのうち83%近くが実際に在宅勤務を行っていることなどを紹介している。

08年度の成果はUSPTO 職員の努力の賜物であるとともに、引き続き07年-12年度戦略計画 (2007-2012 Strategic Plan)⁷に基づき、質と効率性向上に取り組むとしている。

(1) 審査の質

最終審査件数 (意匠特許 (design patent) 含む) が、過去最高であった昨年度の約36万件をさらに9.4%上回る約39.6万件に到達する中、特許審査コンプライアンス率 (Patent Allowance Compliance Rate) は96.3%と、06、07年度と2年続けて過去最高水準であった96.5%に僅かに及ばなかったものの高い水準を維持。

商標の同コンプライアンス率 (Trademark Final Action Compliance Rate) も97.2% (前年度97.4%) と特許同様に高い水準を維持している。

(2) 出願件数、審査件数、審査期間

08年度の特許出願件数は、約46.8万件 (対前年度比6.1%増)、意匠特許出願件数は約2.8万件 (同5.7%増)、商標登録出願件数は約30.2万件 (同1.0%増) と、何れも前年度の出願件数を上回った。

最終審査件数は、特許が約36.8万件 (同10.4%増)、商標 (区分数ベース) が約43.0万件 (同33.0%増) と前年度を大きく上回ったが、意匠特許は約2.8万件 (同2.6%減) と前年度を僅かに下回った。

特許 (意匠特許含む) の審査期間は依然として長期化の傾向にはあるものの、平均要処理期間は、32.2月 (前年度31.9月)、審査待ち期間 (FA 期間) が25.6月 (同25.3月) と、その伸びは鈍化した。また、審査待ち案件数 (滞貨) は、前年度から約1万件増加の約77万件にとどまっている。

商標審査の平均要処理期間は、13.9月 (同15.1月) と3年続けて改善、過去20年間で最も短い水準となった。

⁶ Patent Prosecution Highway

⁷ <http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat2007/stratplan2007-2012.pdf>

(3) 特許審査官大量採用

08年度も3年連続で1,200名以上となる1,211名の特許審査官を採用。また、USPTO職員のうち54%が在宅勤務プログラムの資格者であり、そのうち83%近くが実際に在宅勤務を行っているを紹介するなど、審査官の確保や執務環境の改善に向けて取り組んでいることを紹介している。

(4) 電子出願

特許の電子出願率は、05年度の2.2%から、06年3月の新電子出願システムの稼働により06年が14.2%、07年度が49.3%、そして08年度は72.1%と劇的な伸びを示している。また、商標については引き続き96.9%(前年度95%)と高い水準で推移。

(5) 国際問題

国際的なワークシェアリングにつながる特許審査ハイウェイ(PPH)に言及。日本と本格的なPPHを開始していることを始め、カナダ、韓国、オーストラリア、イギリス、欧州の各庁とそれぞれパイロットプログラムを実施していることを紹介。更に、日米欧中韓の5庁長官会合フォローアップ会合の主催や、日本、韓国、オーストラリア、フィリピン、ブラジル、カナダの各庁との協力に係る覚書の締結、国際知的財産アカデミーでの4,100人以上の諸外国政府職員への研修実施などを挙げている。

予算及び定員

(1) 予算

08年度の予算額は歳出予算法上、19.16億ドル(約1,916億円)⁸を上限としており、17.71億ドル(約1,771億円)を上限とした前年度の歳出予算額より1.45億ドル(約145億円、対前年度比8.2%増)の増加となっていた。

なお、08年度の歳出予算法では、歳入額が上記歳出額を上回った場合に、1億ドル(100億円)を限度として、歳出上限額の引上げを可能にする条件が新たに盛り込まれていたが⁹、08年度の歳入額は当初予定額を下回り、当該歳出予算法に基づき、歳出額はそれに応じて減額となった。

なお、本年報には掲載されていないが、2009年度歳出予算法案において、2009年度の予算額は20.75億ドル(約2,075億円、対前年度比8.3%増)とされており、引き続き大幅な予算増となる見通しである。

(表2) 歳出予算額の推移 単位:千ドル

	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度
歳出予算額	1,554,754	1,683,086	1,771,000	1,915,500	(2,074,773)

(注)09年度は現時点の歳出法案の額。

⁸ 1米ドル=100円で換算。

⁹ [071228【米国IP情報】USPTO2008年度予算が成立](#)

(2) 定員

定員に関しては、歳出予算増に伴い、引き続き大幅な増員が見られる。08年度も昨年度(1,215名採用)、一昨年度(1,218名採用)と同様、1,211名の特許審査官を採用した。USPTOは09年度も引き続き1,200名規模の新規採用を計画している。

(表3) 定員数の推移

	05年度	06年度	07年度	08年度	増減 (07-08)
政府職員(federal employees)	7,363	8,189	8,913	9,518	+605
うち特許審査官	4,177	4,779	5,376	5,955	+579
うち意匠審査官	81	104	101	100	-1
うち商標審査官	357	413	404	398	-6

出願及び審査実績

(1) 特許

特許の出願件数は468,551件(前年度441,637件)で対前年度比6.1%の増加。USPTOの最終審査件数も368,557件(同333,819件)で対前年度比10.4%の増加となったが、逆に特許発行件数は156,540件(同161,833件)と僅かに減少した。

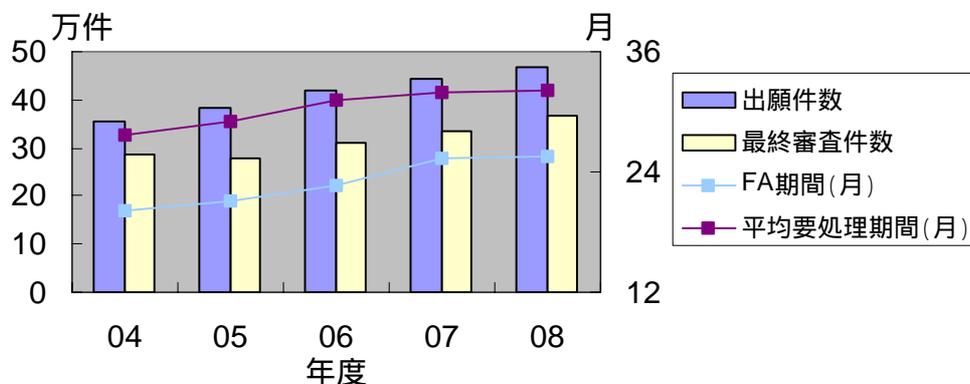
また、審査待ち期間(FA期間)は25.6月(同25.3月)、平均要処理期間は32.2月(同31.9月)と長期化傾向に歯止めがかかっていないものの、その伸びはやや鈍化。平均要処理期間を分野別に見ると(表5)、昨年度に短縮傾向に転じたコンピュータ関連分野は2年連続の短縮の42.4月となったが、同じく短縮傾向に転じていたバイオ・有機化学分野は、再び長期化した(34.8月)。

(表4) 特許出願件数、審査件数、審査期間の推移

年度	2004	2005	2006	2007	2008
出願件数	355,527	384,228	419,760	441,637	468,551
最終審査件数	287,188	279,345	309,689	333,819	368,557
FA期間(月)	20.2	21.1	22.6	25.3	25.6
平均要処理期間(月)	27.6	29.1	31.1	31.9	32.2

(注) 植物特許(plant patent)、再発行特許(reissue patent)を含む。なお、08年度は暫定値。

< 特許出願、審査件数、審査期間の推移グラフ >



(表5) 分野別平均要処理期間(月)

年度	04	05	06	07	08
テクノロジーセンター(TC)					
平均特許審査期間	27.6	29.1	31.1	31.9	32.2
TC 1600- Biotechnology & Organic Chemistry	29.9	32.3	34.4	34.3	34.8
TC 1700- Chemical & Materials Engineering	27.6	29.7	32.1	34.4	36.3
TC 2100- Computer Architecture, Software, & Information Security	41.1	43.5	44.0	42.9	42.4
TC 2600- Communications	40.5	42.3	42.9	43.1	43.6
TC 2800- Semiconductor, Electrical, Optical Systems, & Components	23.9	24.9	25.4	26.5	28.2
TC 3600- Transportation, Construction, & Agriculture	24.1	26.9	29.6	31.6	34.8
TC 3700- Mechanical Engineering, Manufacturing, Products & Design	24.1	26.3	28.2	29.8	32.7

(注) 審査期間は最新の出願日を基に計算。植物特許(plant patent)、再発行特許(reissue patent)を含む。
 "USPTO Performance and Accountability Report" 04年版～08年版を基に作成。

(2) 意匠

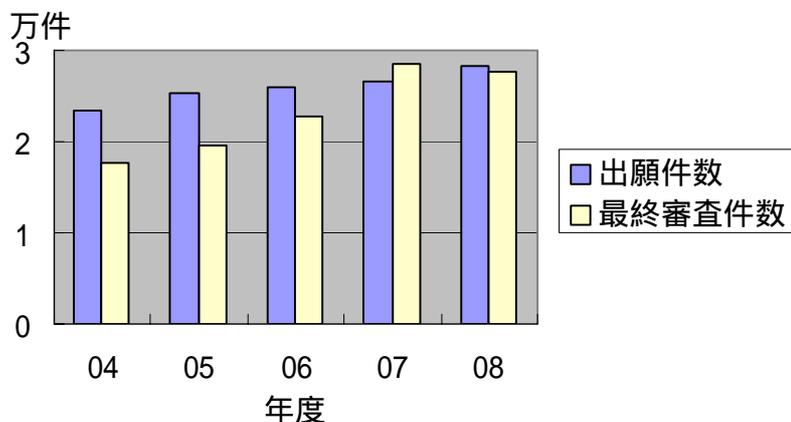
意匠特許の出願件数は 28,211 件(前年度 26,693 件)と対前年度比で 5.7%の増加。最終審査件数は 27,671 件(同 28,408 件)と前年度より若干減少(2.6%減)するも、意匠特許発行件数は 26,016 件(同 22,543 件)と対前年度比で 15.4%増加し、過去 20 年間で最多の意匠特許発行件数を記録。なお、審査期間を示唆する統計は発見できない。

(表6) 意匠特許出願件数、審査件数の推移

年度	2004	2005	2006	2007	2008
出願件数	23,457	25,304	25,853	26,693	28,211
最終審査件数	17,733	19,493	22,846	28,408	27,671

(注) 08年度は暫定値

< 意匠特許出願件数、審査件数の推移グラフ >



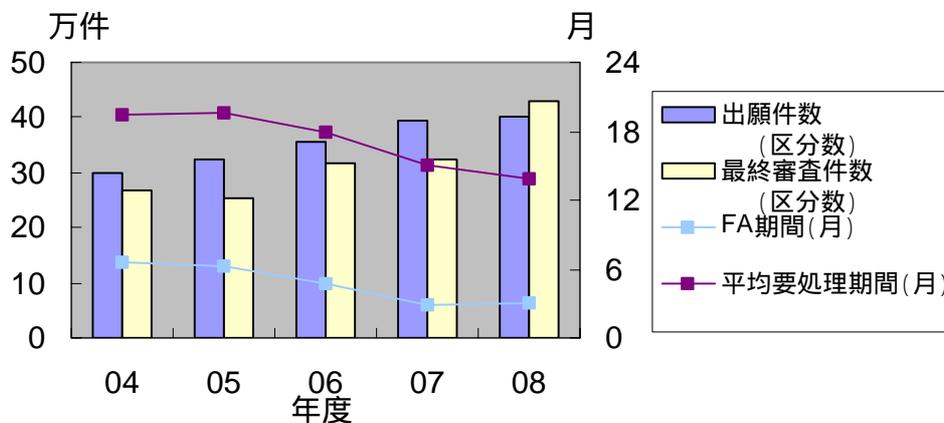
(3) 商標

商標登録の出願件数は 302,253 件 (前年度 298,796 件) で対前年度比 1.2% の微増。一方、最終審査件数 (区分数ベース) は 430,343 件 (同 323,527 件) で対前年度比 45.9% 増と急増。それに応じて、登録件数 (区分数ベース) も 274,250 件 (同 194,327 件) と急増している。また、FA 期間は昨年度並の 3.0 月 (同 2.9 月)、平均要処理期間は 13.9 月 (同 15.1 月) と 3 年連続で短縮された。

(表7) 商標登録出願件数、審査件数、審査期間の推移

年度	2004	2005	2006	2007	2008
出願件数	244,848	258,527	275,790	298,796	302,253
出願件数 (区分数)	298,489	323,501	354,775	394,368	401,392
最終審査件数 (区分数)	265,922	252,275	315,783	323,527	430,343
FA 期間 (月)	6.6	6.3	4.8	2.9	3.0
平均要処理期間 (月)	19.5	19.6	18.0	15.1	13.9

< 商標登録出願件数、審査件数、審査期間の推移グラフ >



(4) 特許再審査・不服審判

08年度の査定系再審査(ex parte reexamination)請求件数は680件(前年度643件)で対前年度比5.8%増、当事者系再審査(inter partes reexamination)請求件数は、168件(前年度126件)で対前年度比33.3%増となっている。

また、査定不服審判(ex parte appeal)請求件数は、6,385件(前年度4,639件)と対前年度比で37.6%の急増を示している。

(表8) 再審査請求数の推移

年度	2004	2005	2006	2007	2008
査定系再審査請求件数	441	524	511	643	680
うち、権利者からの請求	166	166	129	124	87
うち、第三者からの請求	268	358	382	519	593
当事者系再審査請求件数	27	59	70	126	168
査定不服審判請求件数	2,469	2,834	3,349	4,639	6,385

日本発の出願及び登録状況

08年度、米国における外国居住者による出願及び権利取得状況は(表9)、(表10)のとおり。なお、08年度の各国別の特許出願件数は、09年1月頃に公表される予定。

外国居住者による出願の米国における特許発行件数は総計で90,713件、全体の特許発行件数(182,556件)の約半数を占める(意匠特許含む)。その内、日本発の出願に係る特許発行件数は依然圧倒的であり、35,847件と全体の約20%を占める。

商標では、日本は前年度出願上位5カ国のうち唯一、出願件数が減少したため第6位となり、登録件数は前年度と同様第4位となっている。

なお、ここ数年、中国(香港除く)発の特許及び商標の出願/登録件数の伸びが顕著であり、04年度と比較した場合、08年度の特許登録件数は3倍の1,139件(04年度551件)、商標登録件数は4.7倍の1,601件(同358件)であり、第9位に位置するに至っている(表11)。

(表9) 特許出願、登録件数上位5カ国

順位	出願件数			登録件数		
	国名	08年度	07(順位)	国名	08年度	07(順位)
1	日本	N/A	79,725(1)	日本	35,847	36,658(1)
2	韓国	N/A	23,589(2)	ドイツ	9,794	10,256(2)
3	ドイツ	N/A	23,535(3)	韓国	8,410	6,882(4)
4	台湾	N/A	20,447(4)	台湾	7,424	7,569(3)
5	カナダ	N/A	10,788(5)	カナダ	4,052	3,974(6)
	総計	N/A	220,432	総計	90,713	89,760

(注)08年度の出願件数(暫定数値)は09年1月に公表される予定。特許の件数には意匠特許が含まれる。

(表10) 商標登録出願、登録件数上位5カ国及び日本

順位	出願件数			登録件数		
	国名	08年度	07(順位)	国名	08年度	07(順位)
1	ドイツ	12,686	11,455(1)	ドイツ	4,674	3,708(1)
2	カナダ	9,614	9,127(3)	カナダ	3,396	3,168(2)
3	イギリス	9,463	9,431(2)	イギリス	3,136	2,246(3)
4	フランス	6,254	5,460(4)	日本	2,941	2,216(4)
5	スイス	4,772	4,692(7)	フランス	2,638	2,046(5)
6	日本	4,764	5,258(5)			
	総計	86,882	84,072	総計	38,800	27,798

(表11) 中国(香港除く)の特許出願・登録件数、商標登録出願・登録件数

年度	特許		商標	
	出願	登録	出願	登録
2008	N/A	1,684(9位)	2,262(10位)	1,601(9位)
2007	4,422	1,139	2,364	1,020
2004	1,708	551	594	358

(注)08年度の出願件数(暫定数値)は09年1月に公表される予定。特許の件数には意匠特許が含まれる。

(了)